

使用許諾契約書

第1条 使用権の許諾

一般社団法人品質工学会（学会）は、本契約記載の条件に従い本ソフトウェアに関してユーザーが自己所有するハードウェア（ユーザーが自己使用するリース物件またはレンタル物件を含みます）における品質工学解析支援ツールお試し版(RQES_TRIAL)の日本国内における以下の非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利をユーザーに対して許諾いたします。

1. 本ソフトウェアは、ユーザー登録により発行される PC コードと使用者のメールアドレス登録がなされたパーソナルコンピュータ上でのみ使用可能になります。

2. 本ソフトウェアは使用開始した日から、60 日間のみ機能制限なく使用可能です。

60 日以降は、以下の使用上の制限がかかります。

- ・パラメータ設計解析支援ツールの解析ワークシート作成機能は使用不可
- ・作成された解析ワークシートは登録 PC 上でのみ無制限に使用可能
- ・MT 法ツールは使用不可

継続使用を希望するユーザーは品質工学会の会員登録を行って品質工学会会員になってください。学会のホームページから正規のライセンスキー登録を行いユーザーが使用するパーソナルコンピュータに所定の手続きで登録されることによって無償で継続使用が可能となります。

第2条 著作権等

1. 本ソフトウェアならびにマニュアルに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権は学会へ独占的に帰属します。

2. ユーザーは、学会の書面による事前の承諾を得ることなく本ソフトウェアおよびマニュアルを第三者へ賃貸、貸与、販売または譲渡できないものとし、かつ本ソフトウェアおよびマニュアルに担保権を設定することはできないものとします。

加えて、ユーザーは、学会の書面による事前の承諾を得ることなく、ユーザーの顧客サービス（有償、無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環として本ソフトウェアを使用することはできないものとします。

3. ユーザーは、本ソフトウェアにつきリバースエンジニアリング逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできないものとします。ユーザーの改造に起因して本ソフトウェアに何らかの障害が生じた場合、学会は当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。

第 3 条 保証および責任の限定

1. 学会は、本ソフトウェア、マニュアルまたは第 4 条に定義されるサポートに関して一切の保証を行いません。

また、学会は、本ソフトウェアもしくはマニュアルの機能またはサポートがユーザーの特定の目的に適合することを保証するものではなく、本ソフトウェアまたはマニュアルの物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因するユーザーの損害につき一切の補償をいたしません。

2. 第 4 条 1 項および 2 項に記載される会員番号登録の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、学会からユーザーへの通知、郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利益ならびに損害については、ユーザーの責任とします。

3. ユーザーが期待する成果を得るためのソフトウェアプログラム（本ソフトウェアを含みますがこれに限られません）の選択、導入、使用および使用結果については、ユーザーの責任とします。

本ソフトウェアもしくはマニュアルの使用、サポートならびに第 4 条 3 項および 4 項によりサポートの提供を受けられないことに起因してユーザーまたはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して学会は一切の責任を負いません。

第 4 条 サポートサービス

1. 学会は、学会が定める手続に従って学会員登録を行ったユーザーに対し、当該ユーザー登録の日から毎年 3 月 31 日まで本ソフトウェアに関するサポートサービス（以下「サポート」といいます）を提供いたします。

2. ユーザーは、前項記載のユーザー登録の内容に変更が生じた際には、学会に対し遅滞なく届出を行うものとします。

3. サポートの提供に関する学会の義務は、本条 1 項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。

また、学会は、以下のいずれかに該当するユーザーに対してサポートを提供する義務を負わないものとします。

(a) 学会が定める手続に従ったユーザー登録を行っていないユーザー

(b) 前項所定の変更の届出を行っていないユーザーまたは当該変更の届出に不備があるユーザー

(c) サポート契約が有効期間にないユーザー

(d) 本ソフトウェアを、学会が対応外とするオペレーティングシステム（日本語版以外のオペレーティングシステムを含みます）上で使用しているユーザー

4. 学会は、以下の場合、ユーザーへ事前の通知を行うことなくサポートの提供を停止できるものとします。

(a) システムの緊急保守を行うとき

(b) 火災、停電等の不可抗力および第三者による妨害等によりシステムの運用が困難になったとき

(c) 天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき

(d) 上記以外の緊急事態により、学会がシステムを停止する必要があると判断するとき

5. 前各項にかかわらず、学会は、本ソフトウェアおよび一部の対応オペレーティングシステム上で使用される本ソフトウェアについて学会の裁量でサポートを終了することができるものとし、学会がサポートを終了した本ソフトウェアについては、ユーザーに対してサポートを提供する義務を負わないものとします。

第5条 守秘義務

1. ユーザーは、(a) 本契約記載の内容、および、(b) 本契約に関連して知り得た情報（本ソフトウェアのシリアル番号、ライセンスキー、サポートに関連する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、URL ならびにサポートの一環としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含みます）につき、学会の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ、本契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとします。

ただし、日本国の国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合には学会に対して速やかに事前の通知を行うものとします。

2. 前項にかかわらず、以下各号に定める事項については前項の適用を受けないものとします。

(a) 開示を受けた時に既に公知である情報

(b) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報

(c) 開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報

(d) 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報

(e) 学会の機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報

3. 前各項の規定は、本契約が解除、期間満了またはその他の事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。

第6条 監査権

学会は、ユーザーによる本契約の遵守を確認する目的で、事前通知のうえ、学会の負担によりユーザーに対して監査を行う権利を有するものとします。

第7条 契約の解除

1. ユーザーが本契約に違反した場合、学会は本契約を解除することができます。
この場合、ユーザーは、本ソフトウェアおよびマニュアルの更新サポートは一切受けられません。
2. ユーザーは、本ソフトウェア、マニュアルおよびそのすべての複製物を破棄することにより本契約を終了させることができます。
この場合、本契約のもとでユーザーが支払われた一切の対価は返還いたしません。
3. 本契約が終了または解除された場合、ユーザーは、本ソフトウェア、マニュアルおよび本ソフトウェアにより生成されたすべての複製物は使用できなくなります。

第8条 個人情報の取り扱いについて

1. ユーザーは、学会がユーザーに関する以下の個人情報（変更後の情報を含みます。以下「個人情報」といいます。）につき必要な保護措置を講じたうえで収集、利用し、学会が定める相当な期間保有することに同意します。
 - (a) 氏名、メールアドレス等、ユーザーが第4条1項または2項に基づき届け出た事項
 - (b) ユーザー登録日、契約の更新状況、対価の振込に関連して開示された情報等、ユーザーと学会との契約にかかわる事項
 - (c) ユーザーから提出された問い合わせ内容およびアンケートへの回答内容等
2. ユーザーは、学会が、本ソフトウェアおよびサービスの提供に関する事業において、以下の目的のために個人情報を利用することに同意します。
 - (a) サポートサービスの提供
 - (b) 契約の更新案内
 - (c) 学会のサービスに関する案内
 - (d) アンケート調査ならびにキャンペーン、セミナーおよびイベントに関する案内
 - (e) 学会のサービスの開発を目的とした分析および調査ならびにベータテストの依頼に関する通知
3. ユーザーは、学会が前項の各行為を実施するにあたり、秘密保持契約書を締結したうえで学会の関連会社、販売代理店ならびに代行業者に対して本条第1項所定の個人情報を提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があることに同意します。
尚、当該個人情報を学会の関連会社、販売代理店ならびに代行業者に対して提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合には、適切な安全管理措置を講じた上で、電子メール、記憶媒体などの送付により行います。

4. ユーザーは、学会に対し、自己に関する客観的な事実に基づく個人情報に限り、開示するよう請求することができるものとします。

なお、開示請求にあたっては、別途学会が定める手続および手数料が必要となります。

開示請求により万一個人情報の内容が不正確または誤りであることが判明した場合、学会は速やかに当該個人情報の訂正もしくは削除に応じるものとします。

5. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については、学会は開示の義務を負わないものとします。

(a) 学会または第三者の営業秘密またはノウハウに属する情報

(b) 保有期間を経過し、現に学会が利用していない情報

(c) 個人に対する評価、分類、区分に関する情報

(d) 学会内部の業務に基づき記録される情報であって、これが開示されると業務の適正な実施に著しい支障をきたす恐れがあると学会が判断した情報

6. ユーザーは、学会が本条 2 項に記載される目的のために個人情報を利用することにつき停止および第三者への提供の停止の申し出を行うことができるものとし（但し、法令等に定めがある場合を除く）、学会は当該申し出を受けた場合利用停止の措置を講じるものとします。

ただし、サポートサービスの提供または更新案内等、業務上必要な通知に同封または併記される案内、通知等についてはこの限りではありません。

当該申し出に関するお問い合わせ、および個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ先は、学会 個人情報保護担当（兼個人情報保護管理責任者）となります。

7. ユーザーは、本契約が終了するかまたは解除された場合であっても、その理由の如何を問わず本条 1 項に基づきユーザー登録を行った事実に関する個人情報が学会により一定期間利用されることに同意します。

一般社団法人品質工学会